

# I 山形県看護職員需給推計の基本方針

## 1 山形県看護職員需給推計策定の趣旨

本県においては、平成 22 年 12 月に策定した、「山形県看護職員需給見通し（期間：H23～27）」において見込まれた看護職員の供給不足解消に向け、平成 24 年 3 月に「山形方式・看護師等生涯サポートプログラム」を策定し、学生の確保定着、キャリアアップ、離職防止、再就業促進の 4 つを施策の柱として、総合的に看護師等確保対策に取り組んでおり、看護職員の県内就業者数は着実に増加しています。

しかしながら、近年、人口構造の変化や在宅医療の推進、働き方の多様化など、看護職員を取り巻く状況には変化が生じています。

このような状況の中で、本県における看護職員の計画的かつ安定的な確保に向け、効果的な看護職員確保対策を展開するための基礎資料として、看護職員需給推計を策定するものです。

## 2 推計時点

地域医療構想との整合性を図るため、令和 7 年（2025 年）における需給推計を行いました。

## 3 山形県看護職員需給推計策定の方法

### (1) 需要数

需要数については、国から示された推計方法を基本としながら、看護職員の実態調査の結果等を反映させ、後述「Ⅱ 2 山形県看護職員需給推計策定概要」により推計しました。

### (2) 需要数の基礎資料としての実態調査

看護職員需給推計を策定するうえで、各事業所等の看護職員の配置状況、時間外勤務数、年休取得状況、採用にあたっての課題、令和 7 年（2025 年）までの配置計画等を把握し、看護職員の需要数の基礎資料として活用するための実態調査を実施しました。

#### ① 実態調査の方法

調査は、令和元年 7 月から 8 月にかけて実施しました。

調査対象としては、病院、有床診療所、介護老人保健施設、介護老人福祉施設、助産所、保健所、県・市町村、看護師等学校養成所は全数調査とし、無床診療所、訪問看護事業所、介護保険関係施設（全数調査対象を除く）、社会福祉施設は抽出調査としました。

なお、抽出調査については、次の式により調査数を算出しました。

$$n \geq \frac{N}{\left(\frac{b}{1.96}\right)^2 \frac{N-1}{P(1-P)} + 1}$$

※ n：調査数、N：母集団数、b：標本誤差、P：回答比率（P=0.5でnが最大）  
 標本誤差については2.5%、回答比率については、0.5（n最大値）に設定しました。

## ② 実態調査の結果

2,421施設を対象に実施した結果、回答数は、1,627施設（回答率67.2%）でした。

なお、回答率の高かった施設区分は、病院、保健所、県・市町村、看護師等学校養成所であり、逆に、回答率の低かった施設区分は、無床診療所、居宅サービス等、助産所、社会福祉施設でした。

《調査結果》

施設区分	施設数	抽出率	調査数	回答数	回答率
1 病 院	68 施設	100.0 %	68 施設	65 施設	95.6 %
2 有 床 診 療 所	60	100.0	60	40	66.7
3 無 床 診 療 所	867	64.0	555	350	63.1
4 訪 問 看 護 事 業 所	135	92.6	125	96	76.8
5 介 護 老 人 保 健 施 設	47	100.0	47	40	85.1
6 介 護 老 人 福 祉 施 設	104	100.0	104	82	78.8
7 居 宅 サ ー ビ ス 等	2,610	37.1	968	610	63.0
8 助 産 所	13	100.0	13	8	61.5
9 社 会 福 祉 施 設	593	72.3	429	284	66.2
10 保 健 所	5	100.0	5	5	100.0
11 県 ・ 市 町 村	36	100.0	36	36	100.0
12 看 護 師 学 校 養 成 所	11	100.0	11	11	100.0
合 計	4,549	53.2	2,421	1,627	67.2

※1 施設数は、病院、一般診療所、助産所は山形県医療機関情報ネットワーク（R1.6.19時点）、訪問看護事業所、介護保険サービスは山形県HP介護保険指定事業者情報（R1.5.1時点）、社会福祉施設は山形県社会福祉施設等名簿（H28.4.1現在）による。

※2 居宅サービス等で複数のサービスを実施している場合においても、それぞれのサービス毎に1施設として計上している。

## (3) 供給数

供給数については、国から示された推計方法を基本としながら、推計の基礎となるデータを直近のものに置き換え、後述「Ⅱ2山形県看護職員需給推計策定概要」により推計しました。